守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成20年守谷市 条例第20号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年 3月 8日 提 出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成20年守谷市条例第20号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例

第1条中「守谷市障害者福祉センター(以下「障害者福祉センター」」 を「守谷市障がい者福祉センター(以下「障がい者福祉センター」」に改 める。

第2条第1項中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に 改め、同条第2項中「障害者福祉センターの名称」を「障がい者福祉セン ターの名称」に、「守谷市障害者福祉センター」を「守谷市障がい者福祉 センター」に改める。

第3条及び第4条中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」 に改める。

第5条中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改め、 同条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第2号中 「第5条第15項」を「第5条第16項」に改め、同条第3号中「第5条 第17項」を「第5条第18項」に改める。

第6条中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改める。 第7条中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に、「障 害者福祉サービス受給者証」を「障がい者福祉サービス受給者証」に改め る。

第8条,第9条及び第12条から第15条までの規定中「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 守谷市公共施設の暴力排除に関する条例(平成20年守谷市条例第4 号)の一部を次のように改正する。

別表中「守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例」を「守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例」に改める。

提案理由(議案第9号)

提案の理由を申し上げます。

本案は、「守谷市障害者福祉センター」の名称を「守谷市障がい者福祉センター」に変更するとともに所要の改正を行うため、守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正

守谷市<u>障がい者福祉センター</u>の設置及び管理に関

する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2の規定に基づき、守谷市障がい者福祉センター(以下「障がい者福祉センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 市内に居住する障害者及びその家族に対して第 5条に規定する事業を実施し、もって障害者の福祉の 増進を図るため、障がい者福祉センターを設置する。
- 2 <u>障がい者福祉センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称守谷市障がい者福祉センター位置守谷市板戸井1977番地の2

(管理)

第3条 障がい者福祉センターは、市長がこれを管理す

現 行

守谷市<u>障害者福祉センター</u>の設置及び管理に関

する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2の規定に基づき、守谷市障害者福祉センター(以下「障害者福祉センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 市内に居住する障害者及びその家族に対して 第5条に規定する事業を実施し、もって障害者の福祉 の増進を図るため、<u>障害者福祉センター</u>を設置する。
- 2 <u>障害者福祉センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 守谷市障害者福祉センター

位置 守谷市板戸井1977番地の2

(管理)

第3条 障害者福祉センターは、市長がこれを管理す

る。

(職員)

第4条 <u>障がい者福祉センター</u>に, 所長その他必要な職員を置く。

(事業)

- 第5条 <u>障がい者福祉センター</u>は、次に掲げる事業を行 う。
- (1)障害者自立支援法(平成17年法律第123号。 以下「法」という。)<u>第5条第7項</u>に規定する生活介 護に関する事業
- (2) 法<u>第5条第16項</u>に規定する就労継続支援のうち 障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令 第19号)第6条の10第2号に規定する就労継続支 援B型に関する事業
- (3) 法<u>第5条第18項</u>に規定する相談支援に関する事業
- (4) (略)

(利用対象者)

- 第6条 <u>障がい者福祉センター</u>を利用することができる 者は、次に掲げる者とする。
- (1)及び(2) (略)

(利用の申込み)

第7条 障がい者福祉センターを利用しようとする者

る。

(職員)

第4条 <u>障害者福祉センター</u>に, 所長その他必要な職員 を置く。

(事業)

- 第5条 <u>障害者福祉センター</u>は、次に掲げる事業を行う。
- (1)障害者自立支援法(平成17年法律第123号。 以下「法」という。)<u>第5条第6項</u>に規定する生活 介護に関する事業
- (2)法<u>第5条第15項</u>に規定する就労継続支援のうち 障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省 令第19号)第6条の10第2号に規定する就労継 続支援B型に関する事業
- (3)法<u>第5条第17項</u>に規定する相談支援に関する事業
- (4) (略)

(利用対象者)

- 第6条 <u>障害者福祉センター</u>を利用することができる 者は、次に掲げる者とする。
 - (1)及び(2) (略)

(利用の申込み)

第7条 障害者福祉センターを利用しようとする者は、

は、法第29条第2項の規定により<u>障がい福祉サービ</u> <u>ス</u>受給者証を提示し、市長にその旨を申し込まなけれ ばならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、<u>障がい者福祉センター</u>を利用する者が 次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制 限し、又は停止させることができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が<u>障がい者福祉センター</u>の管理上特に支障があると認めたとき。

(利用者負担額)

第9条 (略)

2 前項に規定するもののほか、<u>障がい者福祉センター</u>が実施する独自の事業に係る利用者負担額については、別に徴収することができる。

(指定管理者による管理)

- 第12条 <u>障がい者福祉センター</u>の管理は、自治法第2 44条の2第3項の規定により、法人その他の団体で あって市長が指定するもの(以下「指定管理者」とい う。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により<u>障がい者福祉センター</u>の管理を指 定管理者に行わせる場合は、第3条及び第6条から第 8条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」

法第29条第2項の規定により<u>障害福祉サービス</u>受 給者証を提示し,市長にその旨を申し込まなければな らない。

(利用の制限)

第8条 市長は、<u>障害者福祉センター</u>を利用する者が次 の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限 し、又は停止させることができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が<u>障害者福祉センター</u>の管理上特に支障があると認めたとき。

(利用者負担額)

第9条 (略)

2 前項に規定するもののほか、<u>障害者福祉センター</u>が 実施する独自の事業に係る利用者負担額については、 別に徴収することができる。

(指定管理者による管理)

- 第12条 <u>障害者福祉センター</u>の管理は、自治法第24 4条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。) に行わせることができる。
- 2 前項の規定により<u>障害者福祉センター</u>の管理を指 定管理者に行わせる場合は,第3条及び第6条から第 8条までの規定中「市長」とあるのは,「指定管理者」

と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により<u>障がい者福祉センター</u>の管理を 指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者 が<u>障がい者福祉センター</u>の管理を行うこととされた期 日前にされた第7条の規定による利用の申込みは、当 該指定管理者にされた利用の申込みとみなす。

(指定管理者の業務)

- 第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) (略)
- (2) 第7条に規定する<u>障がい者福祉センター</u>の利用の 申込みに関する業務
- (3) 第8条に規定する<u>障がい者福祉センター</u>の利用の 制限に関する業務
- (4) (略)
- (5) 障がい者福祉センターの維持管理に関する業務
- (6) (略)

(管理の基準)

第14条 指定管理者に管理を行わせる場合の<u>障がい者</u> 福祉センターの管理の基準は、守谷市公の施設の指定 管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年守谷 市条例第17号)に定めるもののほか、次に定めると おりとする。 と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により<u>障害者福祉センター</u>の管理を 指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者 が<u>障害者福祉センター</u>の管理を行うこととされた期 日前にされた第7条の規定による利用の申込みは、当 該指定管理者にされた利用の申込みとみなす。

(指定管理者の業務)

- 第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) (略)
- (2)第7条に規定する<u>障害者福祉センター</u>の利用の申 込みに関する業務
- (3) 第8条に規定する<u>障害者福祉センター</u>の利用の制限に関する業務
- (4) (略)
- (5) 障害者福祉センターの維持管理に関する業務
- (6) (略)

(管理の基準)

第14条 指定管理者に管理を行わせる場合の<u>障害者</u> 福祉センターの管理の基準は、守谷市公の施設の指定 管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年守谷 市条例第17号)に定めるもののほか、次に定めると おりとする。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に<u>障</u>がい者福祉センターの運営を行うこと。
- (2) <u>障がい者福祉センター</u>の施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) (略)

(利用料徴収)

- 第15条 第12条第1項の規定により、<u>障がい者福祉</u> センターの管理を指定管理者に行わせる場合におい て、第5条第1号及び同条第2号に掲げる事業以外の 事業を行う場合にも、その事業を利用する者は、指定 管理者に利用者負担額を納めなければならない。
- 2 (略)

- (1) 関係する法令,条例及び規則を遵守し,適正に<u>障</u> 害者福祉センターの運営を行うこと。
- (2)<u>障害者福祉センター</u>の施設等の維持管理を適切に 行うこと。
- (3) (略)

(利用料徴収)

- 第15条 第12条第1項の規定により、障害者福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第5条第1号及び同条第2号に掲げる事業以外の事業を行う場合にも、その事業を利用する者は、指定管理者に利用者負担額を納めなければならない。
- 2 (略)